

宮城県道路公社 建設部		みやぎ県北高速幹線道路 工事事務所										
部	次	副参事	所	技術副参事	技術主幹	技術主幹	技術主幹	技術主幹	技術主幹	技術主幹	技術主幹	設計者
長	長		長									
<b>工 事 仕 様 書</b>												
事業年度	令和2年度	工事番号	令和2年度受(Ⅲ)舗第5号									
工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ) 舗装(2-2工区)工事 実施 仕様書											
路線名	(主)築館登米線											
施工地名	登米市 中田町 石森 地内外											
工期	契約締結の翌日 ~ 令和3年12月24日まで 日間											
<b>工 事 概 要</b>												
別紙のとおり。												

工 事 概 要

施工延長 L= 1574.0 m 幅員 W=6.5m(7.5~8.5m)

路肩盛土工	V=	200 m <sup>3</sup>
防草工	L=	1,180 m
下層路盤工 RC-40 t=71cm	A=	4,730 m <sup>2</sup>
上層路盤工 再生AS安定処理 t=8cm	A=	4,680 m <sup>2</sup>
表層工 密粒AS改質Ⅱ型(13) t=4cm	A=	5,310 m <sup>2</sup>
表層工 密粒AS改質Ⅱ型(20) t=5cm	A=	7,700 m <sup>2</sup>
排水構造物工	—	式
縁石工(アスカーブ)	L=	700 m
踏掛板工	V=	16 m <sup>3</sup>
防護柵工(Gc-B-6E)	L=	1,575 m
標識工(案内標識)	N=	2 基

工 事 概 要

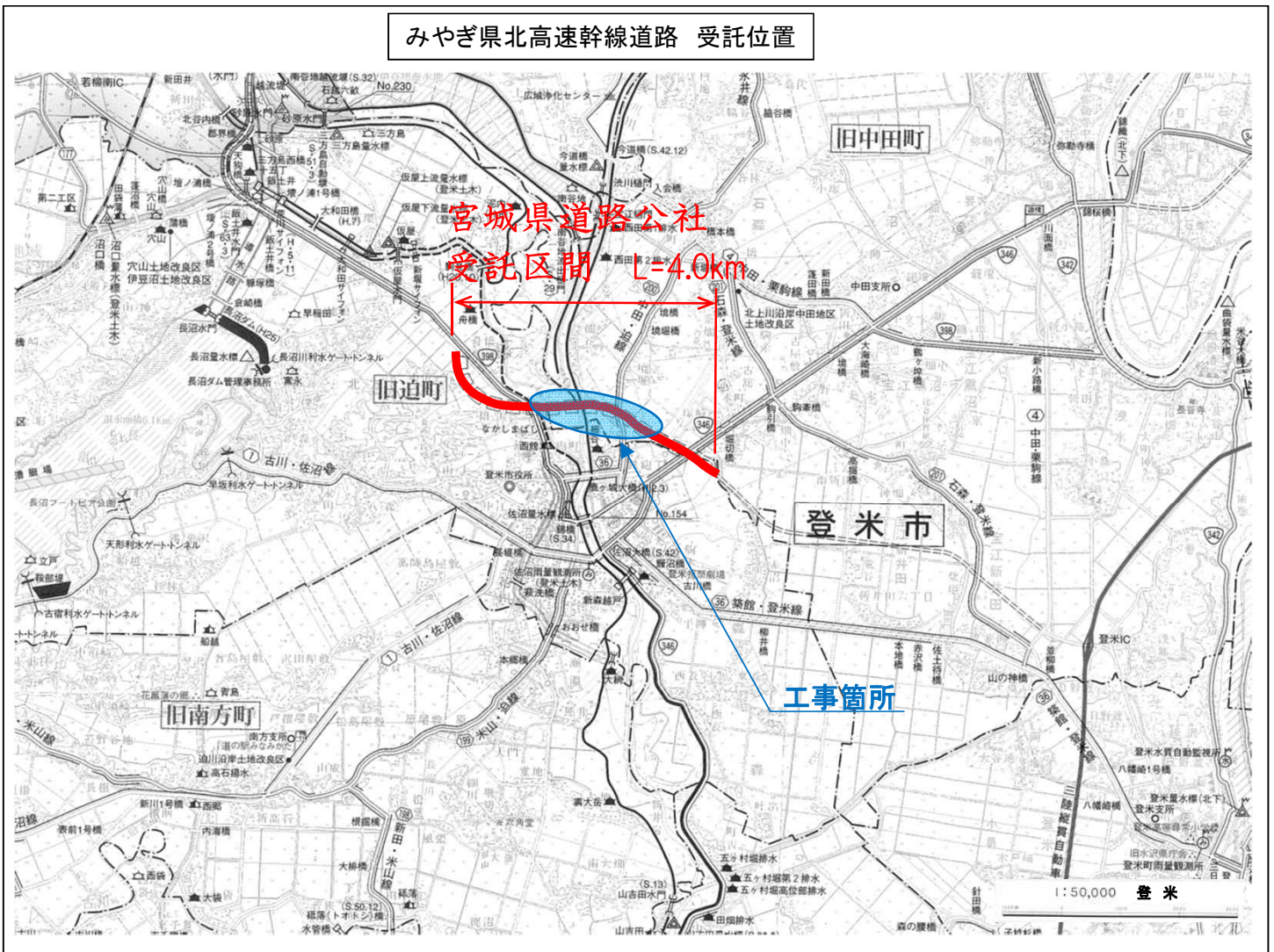
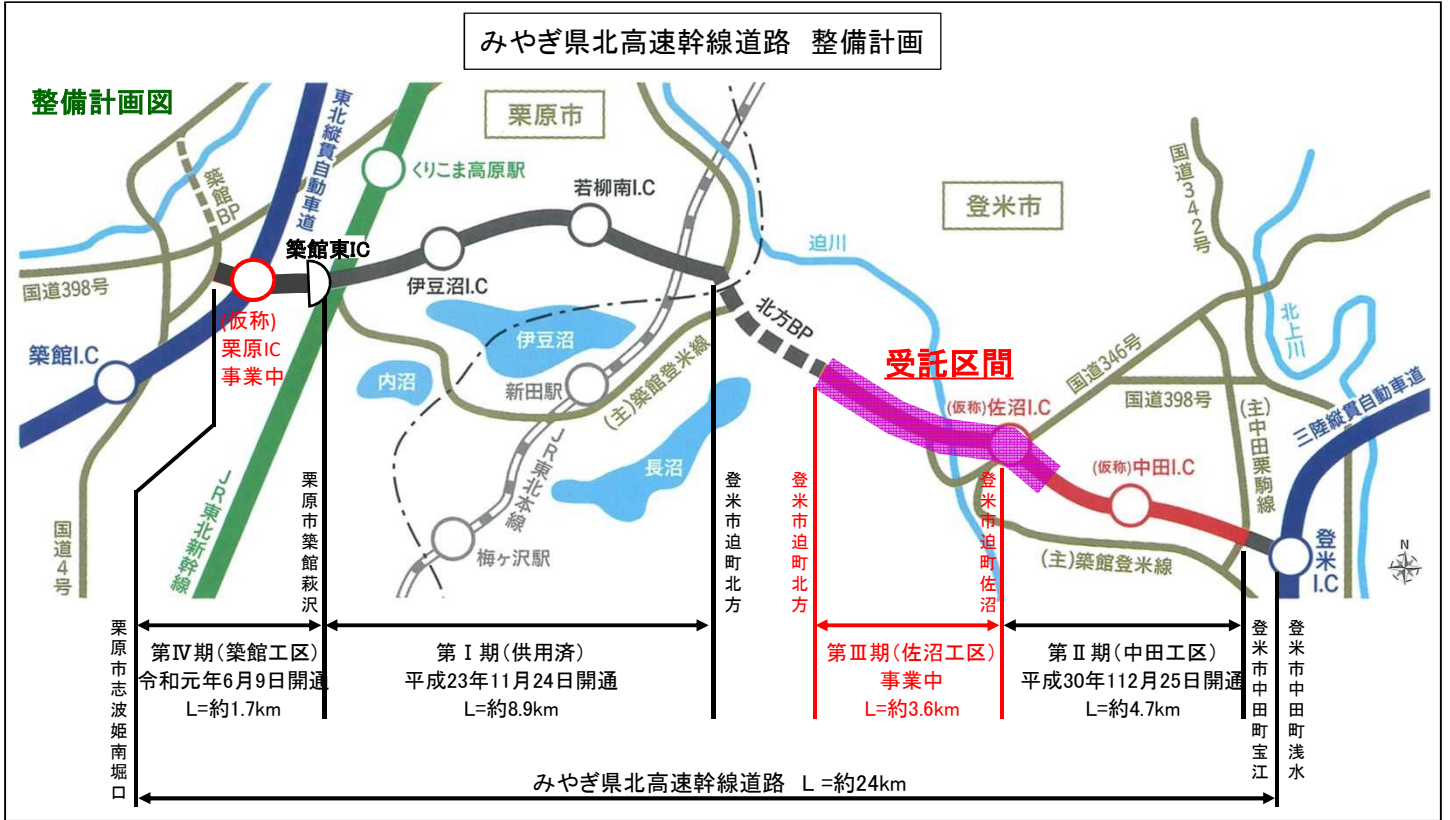
区画線工

L= 4,721 m

道路付属物工

— 式

令和2年度 受(Ⅲ)舗第5号  
 みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ) 舗装(2-2工区) 工事  
 位置図



# — 特記仕様書 —

## 施工条件明示書

工事番号	令和2年度受(Ⅲ)舗第5号	工事名	みやぎ東北高速幹線道路(Ⅲ)舗装(2-2工区)工事		事務所名	宮城県道路公社		
項目	条件	内容			施工方法	備考		
1 共通仕様書の適用								
本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置								
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		○ある	平成 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)					
		●ない	○ある	請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。				
		●ない	●ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)				
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm								
3 工程関係								
(1) 関連工事による施工時期の調整	●ある	○ない	特記事項1 (1)のとおり					
(2) 施工時期による制限	○ある	●ない						
(3) 関係機関等との協議の未成立	○ある	●ない						
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ある	●ない						
4 公害対策関係								
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	●ある	○ない	特記事項1 (2)のとおり					
5 安全対策関係								
(1) 交通安全施設等の指定	●ある	○ない	特記事項1 (3)のとおり					
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	○ある	●ない						
6 排水工関係								
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある	●ない						
7 建設副産物対策関係								
(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。							
			処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間		
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。								
(2) 建設発生土	処理・処分	●ある	○ない	現場内運搬	0.3	時 分 ~ 分		
(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	●ある	○ない	コンクリート塊	km以内	時 分 ~ 分		
	アスファルト塊			km以内	時 分 ~ 分			
	建設発生木材			km以内	時 分 ~ 分			
	建設汚泥			km	時 分 ~ 分			
	その他			km以内	時 分 ~ 分			
(4) 再生材の利用	●ある	○ない	種類・数量	種類:再生合材, 再生砕石, 数量:仕様書, 数量計算書のとおり。				
8 工事現場のイメージアップ								
	●ある	○ない						
9 品質証明								
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	●ある	○ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。					
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。					
10 標準的な設計図書による発注方式								
	●ある	○ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。					
11 資材関係								
(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。							
(2) 購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。							
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。 「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。						
	○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材					
	○ある	●ない	3. その他( )					
	○ある	●ない	4. その他( )					
12 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無								
(1) 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象	●対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。					
(2) 実施された技術についての費用計上(設計変更)	○対象	●対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる					

— 特記仕様書 —

施工条件明示書

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
13 その他				
(1) 舗装の下請制限について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。		
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。		
(3) 三者会議の対象の有無	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない			
(4) 貸与資料の有無	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(『みやぎ県北高速幹線道路(佐沼工区)設計業務委託』 成果品 その他)		
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない			
(6) 工事写真の電子化の対象の有無	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。		
(7) 工事実績情報システム(コリンズ)登録		請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。		
(8) 工事書類の簡素化の試行について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2. 「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メール活用を基本とする。 3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。		

# 東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
<b>14 積算基準及び設計単価の適用期日</b>				
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。		
<b>15 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用</b>				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費                      労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事は、工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。(道路改良工事)</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <u>11.25%</u></p> <p>2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、<u>1.33%</u>通勤等に要する費用)の割合:</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない			
<b>16 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更</b>				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。                      輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等)</p> <p>2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」)</p> <p>3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由</p> <p>4 製造・生産工場を選定した理由</p> <p>5 見積もり書</p> <p>6 その他、必要と思われる事項</p>	
<b>17 施工箇所が点在する工事の間接費の積算</b>				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない			
<b>18 その他</b>				
(1) 機械損料の補正について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じている。		
(2) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	<p>・本工事は、施工において、調達(購入)する予定の土砂・砕石の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、土砂・砕石の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。</p>		
(3) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	<p>間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。</p> <p>補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2</p>		

# 特記事項

1 現場条件	
(1) 関連工事について	当該工事区間において、先行工事(R2舗装工(2-1工区)工事(R2・7・28～R3・3・25)との施工時期や手順について関係者と調整の上、本工事を進めること。
(2) 周辺状況について	当該工事箇所は、一級河川迫川等の河川及び田畑が隣接しているため、本工事資材等油脂類、セメント、アスファルト合材等の流出・飛散がないよう対策に万全を喫すること。
(3) 安全対策について	一般車両や第三者の安全確保のため、必要となる交通誘導員や保安施設等を適切に配置すること。
(4) 事前周知について	工事に先立ち、地元関係住民や登米市および土地改良区などの関係機関に対し、工事内容の説明を行うこと。
2 施工	
(1) 事前測量等について	共通仕様書第1編共通編1-1-37に基づき、事前測量を実施し、測量結果を監督職員に提出すること。 監督職員からの施工図等の作成指示があった場合は、図面作成、数量計算等を実施し、成果を提出すること。
(2) 現場打ちコンクリート工について	(1) スランプ値 調整コンクリートの施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月、流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。 ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物※ においては、スランプ値を12cmとすることを標準とし、レディーミクストコンクリート標準仕様基準によるものとする。  ※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、共通仕様書等に記載のあるコンクリート舗装工、現場打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除く。  (2) スランプ値の変更 一般的な鉄筋コンクリート構造物の施工における現場打ちコンクリートのスランプ値を標準の12cmから変更しようとする場合は、コンクリート標準示方書(施工編)の「最小スランプの目安」等に基づき、変更が必要と認められる場合は設計変更の対象とする。
(3) 交通誘導員の配置について	工事施工期間中、工事用車両出入口等に必要人員配置すること。 交通誘導については、先行及び近接工事との連絡調整を密に行い事故の無いよう努めること。
(4) その他について	疑義が生じた場合は、施工前に監督職員に協議すること。
(5) 暴力団等の排除について	1 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施工。(以下、「排除要綱」と言う)。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。  2 乙は排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負受託をさせた者が、排除要項別表各号に該当すると認められたときは、当該下請契約等の解除を求めることができる。  3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者(以下、「暴力団員等」という)。から不当要求を受けたときは、速やかに警察への通報をおこない、捜査上必要な協力をおこなうとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は被害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて工程の調整、工期の延長等の措置を講ずる。



# 工事数量総括表(築館登米線)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)舗装(2-2工区)工事			道路新設・改築 舗装		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	事業区分 工事区分 数量(今回)	数量増減	摘要
舗装						
道路土工			式	1		
盛土工			式	1		
路肩盛土		施工幅員:1.0m未満	式	1		
土材料(流用土)		積込・運搬 L=300m	m <sup>3</sup>	200		
防草工			m <sup>3</sup>	200		
防草工 第1種			式	1		
防草工 第2種		300×500×1000	m	459		
舗装工		500×500×1000	m	721		
舗装準備工			式	1		
不陸整正		補足材:無し	式	1		
			m <sup>2</sup>	5,400		

# 工事数量総括表(築館登米線)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)舗装(2-2工区)工事		事業区分 工事区分		道路新設・改築 舗装		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
アスファルト舗装工							
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クワックャーロン RC-40, 仕上り厚:710mm	式			1		
路側路盤材	再生クワックャーロン RC-40	m2			4,730		
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クワックャーロン RC-40, 仕上り厚:150mm	m3			240		
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生AS安定処理, 仕上り厚:80mm	m2			38		
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:密粒度AS混合物ポリマー改質Ⅱ型(13), 舗装厚:40mm, 平均幅	m2			4,680		
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:密粒度AS混合物ポリマー改質Ⅱ型(20), 舗装厚:50mm, 平均幅	m2			5,310		
排水構造物工		m2			7,700		
作業土工		式			1		
床掘り(掘削)	土質:土砂	式			1		
埋戻し	土質:土砂	m3			4		
	土質:土砂	m3			3		

# 工事数量総括表(築館登米線)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)舗装(2-2工区)工事				道路新設・改築 舗装		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m <sup>3</sup>		1		
側溝工			式		1		
ﾌﾟﾚｷﾞｽﾄU型側溝		U型側溝規格:PU1-B300-H300	m		458		
ﾌﾟﾚｷﾞｽﾄU型側溝		U型側溝規格:BF II-B300-H200	m		15		
集水桝・マンホール工			式		1		
現場打ち集水桝 (B400-L500-H500 Gr.蓋T-25)		集水桝・街渠桝種類:現場打材,コンクリ- ト規格:18-8-40(普通),法面作業補正 :無し	箇所		2		
縁石工			式		1		
縁石工			式		1		
ｱｽｶｰﾌﾟ		材料種類:再生細粒度ｱｽﾌﾙﾄ混合物(13),断面積:15cm <sup>2</sup> 以上175cm <sup>2</sup> 未満	m		700		
踏掛版工			式		1		
踏掛版工			式		1		

# 工事数量総括表(築館登米線)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)舗装(2-2工区)工事				道路新設・改築 舗装		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
踏掛版 2号橋 A1橋台側		コンクリート規格:24-12-25(20)(普通),鉄 筋材料規格:径:SD345 DI6~25	m3		16		
防護柵工			式		1		
路側防護柵工			式		1		
ガードケープル		ガードケープル規格:G-c-B-6E	m		1,575		
ガードケープル端末支柱基礎			基		8		
標識工			式		1		
大型標識工			式		1		
標識基礎		形式:片持式の基礎,基礎規格:6.0m3 以上	基		2		
片持標識柱		柱型式:F型	基		2		
標識板		標識板規格:2.0m2以上	枚		2		
区画線工			式		1		

# 工事数量総括表(築館登米線)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)舗装(2-2工区)工事				道路新設・改築 舗装		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
区画線工							
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.0mm,排水性舗装:無し	式		1		
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 15cm,塗布厚:厚1.0mm,排水性舗装:無し	m		1,574		
道路付属施設工			m		3,147		
道路付属物工			式		1		
道路付属物工			式		1		
視線誘導標		視線誘導標規格:片面反射 以上 支柱Φ34,施工区分:防護柵取付,施工規模:30本以上	本		54		
距離標 キ口表示		作業区分:設置,形式:∧ 初式(金具固定)	枚		2		
距離標 100m表示		作業区分:設置,形式:∧ 初式(金具固定)	枚		30		
仮設工			式		1		
交通管理工			式		1		
交通誘導警備員			式		1		

# 工事数量総括表(築館登米線)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)舗装(2-2工区)工事				道路新設・改築 舗装		
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
直接工事費							
共通仮設			式		1		
共通仮設費(率計上)			式		1		
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税額及び地方消費税額			式		1		
工事費計			式		1		